

2010 年 6 月 21 日

新 潟 県 様
上 越 市 様

東日本旅客鉄道(株)

信越本線(脇野田駅)移設事業に係る弊社へのご要望に対する回答

先般、新潟県と上越市よりご要請いただきました信越本線(脇野田駅)移設事業(以下「脇野田駅移設」という。)につきましては、地元のために出来る限りの協力をさせていただき観点を検討してまいりました。

弊社の施工体制につきましては、既にご説明申し上げましたように、北陸新幹線の開業関連工事や並行在来線(信越本線 長野・直江津間)の経営分離に必要な工事を実施するため、特に電気関係を中心に人手が不足している状況にあります。

弊社といたしましては、これらの状況を勘案した結果、以下にお示しする条件にご了解いただくことを前提に、脇野田駅移設の設計・施工をお引受けいたします。

1 適用する仕様・基準等

信越本線の移設として行いますので、技術基準や設備仕様を信越本線にあわせて設計・施工いたします。

※ 具体的な仕様・基準等につきましては、別紙をご参照願います。

2 事業費の負担

2004 年 3 月 26 日締結の「北陸新幹線上越(仮称)駅付近周辺整備の実施に関する基本協定書」に基づき、事業費については全額上越市のご負担となります。

なお、工事費は、概略設計・詳細設計の中で算出することとなります。したがって、総工事費が判明するのは、詳細設計が完了する 2011 年夏～秋となります。

3 並行在来線(信越本線 妙高高原・直江津間)の一括在姿譲渡

並行在来線の経営分離にあたっては、鉄道資産の分離・分割の範囲や形態について、県のご要望をいただきながら検討・協議を行うところですが、今回は、弊社の技術陣を脇野田駅移設工事に振り向けることとなります。

この結果、現状の鉄道施設には改良工事を行うことなく、在姿のままで譲渡させていただくことについて、ご了解をお願いいたします。

4 第三セクター会社による旧線施設等の撤去

脇野田駅移設の設計・施工は弊社が行いますが、移設時期が北陸新幹線の開業直前となるため、旧線施設等が残ったままの状態、並行在来線の運行主体となる第三セクター会社に移管させていただくこととなります。したがって、移設後に残る旧線施設等の撤去は、第三セクター会社で行っていただくこととなります。

最後に、弊社が移設事業を行う場合の工程につきましては、弊社としても極力、北陸新幹線開業前の移設完了を目指して作業を進めますが、国の許認可手続きや鉄道・運輸機構等との調整・協議など、弊社だけでは決定しえない事柄や、予期せぬ施工条件の変更などにより影響を受ける可能性があることにつきまして、予めご了解下さい。

信越本線(脇野田駅)移設事業実施の前提条件

◎ 新線新駅の設計条件・設備仕様等(2010年9月末までに要決定)

- ① 在来線設備仕様 ⇒ 信越本線の基準にあわせることを基本とさせていただきます。

現在の信越本線の事業基本計画:3級線、設計最高速度 110km/h、設計通過トン数 2,000 万t/年
設計けん引重量 1,300t

- ② 駅設備仕様の決定 ⇒ 駅舎のデザインや下表の駅設備について、仕様を決定する必要があります。

【現行駅舎と新駅舎(在来線部分)の設備仕様比較】

設備	現・脇野田駅	新・脇野田駅(現時点案)	記事
駅舎	地平駅	橋上駅(自由通路で乗換)※	
ラチ	有人改札(業務委託)×1通路	自動改札×3通路 (乗換ラチ無)※	
券売機	1台	3台※	
本屋待合室	有(ラチ外)	有(ラチ内)※	
業務用施設 (執務室、出札、休憩室、湯沸、浴室等)	執務室、出改兼掌、休憩室 湯沸、浴室	未定	詳細未定
トイレ	有(ラチ内)	有(ラチ内)※	現行どおり
バリアフリー設備	なし(構内踏切でホーム連絡)	EV1基、ESC2基 多機能トイレ1箇所※	
旅客ホーム	島式7両対応	島式7両対応※	現行どおり
ホーム上家	無	有(対応両数未定)※	
ホーム待合室	有(小屋タイプ・手動扉)	無(本屋待合室で対応)※	
分岐器融雪器	散水ポンプ式、熱風融雪式	散水ポンプ式、熱風融雪式	現行どおり
電源	東北電力より、低圧受電	東北電力より、高圧受電 (電源室が必要)	詳細未定
運転保安設備	電子連動装置	継電連動装置	詳細未定
電路設備	直流1,500V、架空単線式、シン プルカテナリ式	直流1,500V、架空単線式、シン プルカテナリ式	現行どおり

※=上越市の計画内容(案)を記載しています

③ その他の前提条件

- ・ 軌道中心線を変更する区域内に2箇所の踏切が計画されていることから、弊社と上越市の間で交差協議が必要となります。
- ・ 上越市において、2010年中に施工開始予定の基盤整備工事(路床工事)につきまして、弊社の鉄道施設基準に適合することが必要となります。
- ・ 路床工事の事前施工(上越市において施工予定)及び踏切設置につきましては、北陸信越運輸局と上越市の間で了解を得ていられたいやいますが、弊社財産となる場合も同様に認められるかにつきまして、上越市において、北陸信越運輸局に対し再度確認を行っていただく必要があります。
- ・ 駅名の変更に関するシステム改修等につきましては、北陸新幹線開業後(=並行在来線の経営分離後)に第三セクター会社で行っていただくことになります。
- ・ 自由通路の設計・施行区分及び道路認定等につきまして、鉄道・運輸機構等の関係機関と調整・決定する必要があります。
- ・ その他電気関係の設備につきましては、原則として現状設備と同等の仕様とさせていただきます。